

# 国立大学法人東京医科歯科大学における間接経費の 使途に係る申合せ

〔 令和 4 年 3 月 2 8 日  
事 務 局 長 制 定 〕

## （目的）

第 1 この申合せは、競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針（令和 3 年 1 0 月改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）（以下「共通指針」という。）に則り、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）における間接経費の使途の範囲について定めるものとする。

## （定義）

第 2 この申合せにおける「直接経費」とは、競争的資金等外部資金のうち、当該競争的資金等外部資金による事業及び受託研究、共同研究又は治験（以下「当該事業等」という。）の実施に直接必要な経費として受け入れるものをいう。

2 この申合せにおける「間接経費」とは、競争的資金等外部資金のうち、本学の規則等に則り直接経費に対して一定比率で算定され、当該事業等の実施に伴い、本学の管理等に必要な経費として受け入れるものをいう。

3 この申合せにおける「受託研究」、「共同研究」及び「治験」とは、国立大学法人東京医科歯科大学受託研究等取扱規則（平成 1 6 年規則第 7 8 号）に規定するものをいう。

## （間接経費の使途の範囲）

第 3 間接経費は、その配分機関又は契約の相手方が別に定める場合を除き、競争的資金等を獲得した研究者の研究開発環境の改善や本学全体の機能の向上に活用することを目的として、次の各号に定める経費（直接経費として充当すべきものを除く。）に充てることができる。

- (1) 光熱水費
- (2) 施設・設備の整備、維持及び運営経費
- (3) ネットワークの整備、維持及び運営経費
- (4) 図書館の整備、維持及び運営経費
- (5) 管理事務の必要経費
- (6) その他、本項の趣旨に沿った経費で、事務局長が必要と判断したもの

## 附 則

この申合せは、令和 4 年 3 月 2 8 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。